

令和4年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査実施要項

岩手県教育委員会事務局学校教育室

1 調査趣旨

各小・中・義務教育学校において、児童生徒一人ひとりの学習の定着状況と分析結果からつまづきの内容や要因等を把握し、一人ひとりを伸ばす指導の充実を図る。

また、明らかになった学習指導上の問題点を、各種研修会や学校訪問指導等の様々な教育施策に反映させることにより、本県すべての教員の指導力向上に資する。

2 調査内容

小学校の国語・算数及び中学校の国語・数学について、学習指導要領の目標及び内容に基づき、その定着度を調査する。

令和4年度は、次に示す校種・学年において実施する。

- (1) 小学校及び義務教育学校第5学年 国語・算数
- (2) 中学校第2学年及び義務教育学校第8学年 国語・数学
- (3) 小・中・義務教育学校共通 意識・取組状況調査

○児童生徒質問紙（教科調査実施学年）※生徒質問紙については、紙媒体またはオンライン回答を予定

○学校質問紙（オンライン回答 ※Microsoft Forms 利用）

※ 義務教育学校は、実施要項及び実施細目等本調査に係る文書において、小学校第5学年を義務教育学校第5学年、中学校第2学年を義務教育学校第8学年とし、実施する。

3 調査対象

当該学年全児童生徒を対象に調査を実施する。

・知的障がいのある教育課程で学習している児童生徒については、児童生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長が調査の実施の有無について判断する。

・支援を必要としている児童生徒に対しては、児童生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長の判断により、別室での調査実施や時間延長など必要な配慮を行う。

（※ 拡大文字での問題用紙等が必要な場合は、事前に市町村教育委員会と相談する。）

・県立特別支援学校小学部第5学年、中学部第2学年の児童生徒のうち、希望する者に対して調査の機会を提供する。（※ 拡大文字での問題用紙等が必要な場合は、事前に県教育委員会と相談する。）

4 調査期日等

- (1) 期 日 令和4年10月5日(水) ※ 10月第1水曜日

※やむを得ない事情により、当日実施できなかった場合は、後日実施するかどうかについて、市町村教育委員会に相談すること。後日実施の場合は、全体の集計からは除外することとする。

- (2) 時 間 1教科につき、小学校は45分間、中学校は50分間とする。

※意識調査は、質問項目内容の関係上、教科調査終了後の「帰りの会」等の時間を利用して実施すること。

5 調査範囲

国語……前学年までの学習内容及び当該学年の1学期までの学習内容とする。

算数・数学…前学年までの学習内容及び当該学年の9月までの学習内容とする。（※出題範囲表参照）

6 調査結果の取扱い

- (1) 各学校の取組について

ア 各学校においては、調査結果を十分に分析し、結果を基に改善計画を立案し、事後指導を行う。

なお、問題用紙及び解答用紙は、調査実施後、速やかに児童生徒へ返却する。

イ 「過去の諸調査問題の活用ガイドライン」(令和3年3月通知)に基づいた適切な活用を積極的に行う。

- (2) 調査結果の情報提供について

県教育委員会は、次のア、イについて本調査の集計・分析シートを作成し、各市町村教育委員会及び各学校に情報提供する。

ア 各学校に対して、学校及び学級の状況、児童生徒の状況

イ 市町村に対して、市町村の状況、所轄する学校の状況

- (3) 調査結果の公表について

県教育委員会は、調査結果を研修事業の推進等、今後の教育施策に生かすため、県全体の状況について公表する。（各市町村及び学校の結果については、公表しない。）

調査結果が、学校・学級間の序列化及び競争につながらないように十分に留意するものとする。

7 その他

実施細目及び本調査の集計・分析シートの運用要項については、後日通知する。

令和4年度岩手県小・中学校学習定着度状況調査 教科調査の出題範囲表

| 学年 教科 | 小学校第5学年 (義務教育学校第5学年を含む) | 中学校第2学年 (義務教育学校第8学年を含む) |
|---------------|--|--|
| 国語 | ※第4学年までの学習内容に加えて、以下の通り ・第5学年1学期までの学習内容 | ※第1学年までの学習内容に加えて、以下の通り ・第2学年1学期までの学習内容 |
| 算数 ・ 数学 | ※第4学年までの学習内容に加えて、以下の通り 「整数と小数」から 「偶数と奇数・倍数と約数」まで | ※第1学年までの学習内容に加えて、以下の通り 「式の計算」 「連立方程式」 「一次関数」(1節 一次関数)まで |

令和4年度岩手県中学1年生英語確認調査（CAN-DO テスト） 実施要項

岩手県教育委員会事務局学校教育室

1 調査趣旨

中学校第1学年（義務教育学校第7学年及び特別支援学校中学部第1学年を含む。以下、本要項において同様）の生徒一人一人の英語学習の到達度を把握し、その結果を基に指導の充実を図るとともに、生徒に自己の英語学習の状況を把握させ、その後の英語学習への意欲につなげる。

2 調査内容

中学校第1学年第2学期までの英語の学習について、学習指導要領の目標及び内容に基づき県教育委員会が作成した学習到達目標（CAN-DO リスト）の達成状況について調査する。（聞くこと、読むこと、書くこと）

3 調査対象

中学校第1学年全生徒を対象に調査・集計を実施する。

ただし、知的障がいの教育課程で学習している生徒については、生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長が調査の実施の有無について判断する。

また、支援を必要としている生徒に対しては、生徒本人、保護者と合意形成を図りつつ、学校長の判断により、別室での調査実施や時間延長など必要な配慮を行う。

4 調査期日等

(1) 期 日：標準実施日を令和5年1月17日（火）とする。

※ただし、学校の実情に応じて、令和5年1月18日（水）～1月25日（水）のうち、学校の定める1日の実施も可とする。

(2) 時 間：聞き取り問題を含め、50分間とする。

5 調査範囲

中学校第1学年の概ね第2学期までの学習内容

6 調査結果の取扱い

(1) 各学校の取組について

各学校においては、調査結果を分析し、その後の指導に役立てる。

(2) 調査結果の情報提供について

県教育委員会は、次のア、イについて、集計・分析シートを活用し、各市町村教育委員会及び各学校に情報提供する。

ア 市町村に対して、県全体及び市町村の状況

イ 各学校に対して、県全体及び学校の状況、生徒の状況

7 その他

(1) 調査問題等の調査実用品は、令和5年1月10日（火）午前必着で各学校に送付する。

(2) 調査に使用した問題及び解答用紙は、調査実施後、一旦各校で回収し、1月25日（水）まで各校において保管すること。1月26日（木）以降は、生徒に返却し、事後指導に役立てること。

(3) 調査結果の集計・分析については、本調査用に県が作成する集計・分析シートを活用すること。なお、各校から市町村教育委員会へのデータ提出期限は、実施期間終了から1週間後の2月1日（水）とし、県集計の結果は2月24日（金）を目途として各校に提供する。

(4) 実施細目及び本調査の集計・分析シートの運用要項については、後日通知する。

令和5年度岩手県中学校新入生学習状況調査実施要項

岩手県教育委員会事務局学校教育室

1 調査趣旨

- (1) 中学校第1学年（義務教育学校第7学年含む。／以下、本要項において同様）の生徒一人ひとりの学習の定着状況を把握し、その結果を基に中学校3年間の指導計画の作成及び指導の充実を図る。
- (2) 各小学校（義務教育学校含む。／以下、本要項において同様）において、出題趣旨と出身学校別の調査結果資料から小学校での学び全般の実態を捉え、今後の教科指導に生かす。
- (3) 全県的な規模で小学校修了段階における学習の定着状況を把握するとともに、明らかになった学習のつまずきを分析し、学習面における中1ギャップへの対応と、今後の中学校3年間の授業改善に生かしながら、本県児童生徒の学力向上に資する。

2 調査内容

小学校第6学年までの国語及び算数について、学習指導要領の目標及び内容に基づき、その定着状況を調査する。また、学習習慣や学習に対する意識等に関する質問紙調査を実施する。

- 教科調査（国語・数学）
- 生徒質問紙調査

3 調査対象

中学校第1学年全生徒を対象に調査を実施する。

なお、支援を必要とする生徒に対しては、別室での調査実施や時間延長など、学校長の判断で配慮が可能である。

但し、特別支援学級に在籍している生徒及び特別の教育課程を編成して学習している生徒は調査対象としない。（※学校長の判断により校内扱いとして実施することは構わない。）

4 調査期日等

- (1) 期 日 令和5年4月18日（火）とする。ただし、学校の実情に応じて、令和5年4月4日（火）～4月28日（金）のうち、学校の定める1日の実施も可とする。
- (2) 時 間 1教科につき、45分間とする。
※質問紙調査は、教科調査後の「帰りの会」等の時間を利用して実施する。

5 調査範囲

小学校第6学年までの学習内容とする。

6 調査結果の取扱い

- (1) 各学校の取組について
各学校においては、調査結果を十分に分析し、その後の指導に役立てる。
- (2) 調査結果の情報提供について
県教育委員会は、次のア～ウについて本調査の集計・分析シートを作成し、各市町村教育委員会及び各学校に情報提供する。
 - ア 各中学校に対して、県全体及び学校の状況、生徒の状況
 - イ 各小学校に対して、卒業生の本調査結果による学校の状況
 - ウ 市町村に対して、県全体及び市町村の状況、所管する学校の状況

7 その他

- (1) 調査問題は、令和5年1月10日（火）午前に到着するよう各学校へ送付する。各学校は調査問題を調査期日まで保管する。
- (2) 調査結果の集計・分析については、岩手県学習定着度状況調査と同形式のファイルを、教育情報交流ネットを通じて各校に配布する。調査結果の県集計の方法についても、岩手県学習定着度状況調査と同様に実施する。
- (3) 実施細目及び本調査の集計・分析シートの運用要項等の詳細については、後日通知する。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関わる状況によっては、本調査の実施等を変更する場合があります。その際には、別途連絡する。